

# 平成 2 3 年度第 2 回 自動車検査員教習試験問題

## ( 検査関係 )

受験番号		氏名	
------	--	----	--

### 【注意事項】

- 1 . 問題用紙は、試験開始の合図があるまで開いてはいけません。
- 2 . 試験時間は 7 5 分間です。
- 3 . 審査事務規程(本則及び附則)は会場への持ち込みを認めます。
- 4 . 簡易な卓上計算機の使用は認めますが、それ以外の計算機(電子計算機、及び計算機能付き携帯電話等)を使用してはいけません。
- 5 . 問題用紙と答案用紙は別になっています。解答は必ず答案用紙に記入すること。
- 6 . 答案用紙に氏名等の記入がない場合は失格となります。
- 7 . 答案用紙は 2 枚綴りになっています。切り離さないで下さい。
- 8 . 試験会場から退場するときは、答案用紙のみを提出して問題用紙は持ち帰ること。
- 9 . その他、試験員の指示に従って受検すること。

問題1 次の各々の文章について、道路運送車両の保安基準、同基準の細目を定める告示及び自動車検査独立行政法人審査事務規程に照らして、適切なものには○を、適切でないものには×を記入しなさい。なお、特に製作日が定められていないものは最新の基準・規程で判断すること。

1. 自主防犯活動用自動車に備える青色防犯灯の数は、2個であること。この場合において、複数の照明部を有し構造上一体となっている青色防犯灯は、1個とみなす。
2. 自動車の最小回転半径は、最内側のわだちについて1.2m以下でなければならない。
3. 隣り合う車軸にかかる荷重の和は、その軸距が1.8m未満である場合にあっては1.8t（その軸距が1.3m以上であり、かつ、1の車軸にかかる荷重が9.5t以下である場合にあっては、1.9t）、1.8m以上である場合にあっては2.0tを超えてはならない。
4. 平成23年4月1日に製作された貨物の運送の用に供する普通自動車であって車両総重量7トン以上に備える大型後部反射器の取付け高さは、その上縁の高さが地上2.2m以下となるように取り付けられていなければならない。
5. 小型乗用自動車に備えるエア・スポイラは、側方への翼状のオーバー・ハング部（以下「ウイング」という。）を有していないものであること。ただし、ウイング側端の部分と車体のすき間が50mmを超えない等ウイング側端の部分と車体とのすき間が極めて小さい場合、ウイング側端が当該自動車の最外側から100mm以上内側にある場合はこの限りでない。
6. 平成18年4月1日に製作された自動車に備える尾灯は、夜間にその後方300mの距離から点灯を確認できるものであり、かつ、その照射光線は、他の交通を妨げないものであること。この場合において、その光源が5W以上30W以下で照明部の大きさが15cm<sup>2</sup>以上であり、かつ、その機能が正常であるものは適合するものとする。
7. 平成17年12月1日に製作された自動車に備える車幅灯の灯光の色は、青色、淡黄色又は橙色であり、そのすべてが同一であること。
8. 自主防犯活動用自動車とは、都道府県知事又は市区町村長から自主防犯活動のために使用する自動車として証明書の交付を受けた自動車をいう。
9. 昭和43年4月1日に製作された小型自家用乗用車の運転者席の座席に、座席ベルトを取り付けるための穴はあったが、座席ベルトが取り付けられていなかった。
10. 「検査時車両状態」とは、空車状態の自動車に運転者1名が乗車した状態（被けん引自動車にあっては、空車状態に運転者1名が乗車したけん引自動車と空車状態の被けん引自動車とを連結した状態。）をいう。

問題2 次の各々の文章について、道路運送車両の保安基準、同基準の細目を定める告示及び自動車検査独立行政法人審査事務規程に照らして、適合しているものには○を、適合していないものには×を記入しなさい。なお、特に製作日が定められていないものは最新の基準・規程で判断すること。

1. 小型貨物自動車のブレーキ系統の配管にパイプを二重にして確実にろう付けした銅製パイプが使用されていたが、ブレーキ液の漏れがなかったので合格とした。
2. 緊急自動車に備えられた警光灯（赤色回転灯）が、前方300mから点灯の確認はできたが、後方300mからは点灯が確認できなかった。
3. 緊急自動車の警光灯の形状に類似した灯火器が普通貨物自動車に備え付けられていたので、電球及びすべての配線を取り外した。
4. 車両重量4,600kg、車両総重量5,260kgの普通自動車の最大安定傾斜角度を測定したところ、右側36度、左側33度であった。
5. 普通貨物自動車のタイヤの滑り止めの溝の深さを測定したところ、1.8mmであった。
6. 警音器の音の大きさが自動的に変化するものであったが、音の大きさは基準に適合するものであった。
7. 専ら砂利、土砂を運搬する最大積載量8,500kgの普通貨物自動車（自動車検査証の車体の形状がダンプ）の荷台の内側寸法を測定したところ、長さ5.50m、幅2.20m、高さ（深さ）0.50mであった。
8. 自動車検査証の備考欄に以下の記載があり、自動車検査証の有効期間の満了する日が平成22年11月20日の自動車は、当該備考欄記載のまま継続検査を平成22年10月30日に受検した場合、有効期間は更新できる。

この自動車は平成22年11月25日以降の有効期間満了日を超えてNO<sub>x</sub>・PM対策地域内に使用の本拠を置くことができません。この自動車の使用の本拠はNO<sub>x</sub>・PM対策地域内です。
9. 普通乗用自動車の緩衝装置であるコイル・スプリングの一部が切除されていたが、その端部はブラケットからの離脱はなく、最低地上高も基準を満足していた。
10. 平成21年11月に製作された、小型貨物自動車に備える後部反射器の大きさを確認したところ、反射部の大きさが15cm<sup>2</sup>であった。

問題3 次の各々の文章は、道路運送車両の保安基準、同基準の細目を定める告示及び自動車検査独立行政法人審査事務規程について述べたものです。各文の【 】の中に当てはまる適切な数値を記入しなさい。なお、特に製作日が定められていないものは最新の基準・規程で判断すること。

1. 自動車に備えられている車幅灯は、夜間に自動車の前方にある他の交通に当該自動車の幅を示すことができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。

車幅灯は、夜間にその前方【 ア 】mの距離から点灯を確認できるものであり、かつ、その照射光線は、他の交通を妨げないものであること。この場合において、その光源が5 W以上30 W以下で照明部の大きさが【 イ 】 $\text{cm}^2$ 以上であり、かつ、その機能が正常な車幅灯は、この基準に適合するものとする。

車幅灯の灯光の色は、白色であること。ただし、方向指示器、非常点滅表示灯又は側方灯と構造上一体となっているもの又は兼用のもの及び二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車に備えるものにあつては、橙色であってもよい。

車幅灯の照明部は、車幅灯の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方 $15^\circ$ （度）の平面及び下方 $15^\circ$ （度）の平面並びに車幅灯の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面より車幅灯の内側方向【 ウ 】 $^\circ$ （度）の平面及び車幅灯の外側方向【 エ 】 $^\circ$ （度）の平面により囲まれる範囲においてすべての位置から見通すことができるものであること。

車幅灯は、灯器が損傷し、又はレンズ面が著しく汚損しているものでないこと。

2. 自動車に盗難防止装置が備えられていることを表示する標識又は自動車の盗難を防止するために窓ガラスに刻印する文字及び記号であつて、側面ガラスのうち、標識の上縁の高さ又は刻印する文字及び記号の上縁の高さがその附近のガラス開口部の下縁から【 オ 】mm以下、かつ標識の前縁又は刻印する文字及び記号の前縁がその附近のガラス開口部の後縁から【 カ 】mm以内となるように貼付又は刻印されたものは、運転者の視野の確保に支障がないものとする。

3. 平成12年排出ガス規制（排出ガス識別記号が「GH-」）が適用される乗車定員10人以下の普通乗用自動車のアイドリング規制値は、一酸化炭素（CO）にあつては【 キ 】%以下、炭化水素（HC）にあつては【 ク 】ppm以下でなければならない。

4. 自動車の立席は、客室内の有効幅【 ケ 】mm以上、有効高さ【 コ 】mm以上の専ら座席の用に供する床面以外の床面に限り設けることができる。この場合において、座席の前縁から250mmの床面は、専ら座席の用に供する床面とする。  
なお、立席人員一人の占める広さは、 $0.14\text{m}^2$ とする。

5. ガソリンを燃料とする自動車の燃料タンクの注入口及びガス抜口は、排気管の開口方向になく、かつ、排気管の開口部から【 サ 】mm以上離れており、露出した電気端子及び電気開閉器から【 シ 】mm以上離れていなければならない。

6. 乗車定員10人以下の旅客自動車運送事業用自動車の旅客のように供する座席の前縁とその前方の座席、隔壁等との間隙は、【 ス 】mm以上であること。

7. 自動車の後面の両側に備える制動灯は、昼間にその後方【 セ 】mの距離から点灯を確認できるものであり、かつ、その照射光線は他の交通を妨げないものであること。この場合において、その光源が【 ソ 】W以上【 タ 】W以下で照明部の大きさが【 チ 】cm<sup>2</sup>以上であり、かつ、その機能が正常な制動灯は基準に適合するものとする。

8. 自動車の車両総重量は、次表の左欄に掲げる自動車の種別に応じ、同表右側に掲げる重量を超えてはならない。

自動車の種別	最遠軸距	車両総重量
	セミトレーラ以外の自動車	
	5.5m 以上 7m 未満	【 テ 】t (長さが 9m 未満の自動車にあつては、20 t)
	7m 以上	【 ト 】t (長さが 9m 未満の自動車にあつては 20 t、長さが 9m 以上 11m 未満の自動車にあつては 22 t)
セミトレーラ	(省略)	

問題4 次の自動車検査証の自動車を、平成23年12月20日継続検査を行った場合について下記の問いに答えなさい。なお、製作年月は初度登録年月とする。

## 自動車検査証

平成22年12月10日

陸運事務所長

自動車登録番号又は車両番号	登録年月日/交付年月日	初年登録年月	自動車の種別	用途	自家用・事業用の別	車体の形状			
沖縄 100 た x x x x	平成20年12月25日	平成20年12月	普通	貨物	自家用	バン			
車名			乗車定員	最大積載量		車両重量		車両総重量	
国土交通			2人	3450 kg		4430 kg		7990 kg	
車台番号			長さ	幅	高さ	前前軸重	前後軸重	後前軸重	後後軸重
FK x x R - x x x x x x			741 cm	225 cm	330 cm	2300 Kg	- Kg	- Kg	2130 Kg
型式	原動機の型式		総排気量又は定格出力	燃料の種類		型式指定番号	類別区分番号		
PDG - FK x x R	4M50		4.89 <sup>kw</sup> / <sub>L</sub>	軽油					
所有者の氏名又は名称	国土交通 太郎								
所有者の住所	東京都千代田区霞が関 x - x - x								
使用の本拠の位置	沖縄県浦添市港川 x - x - x								
有効期間の満了する日	平成23年12月24日		年月日						
備考 [沖縄] [21年度税制]平成22年12月10日 継続検査 受検済み 使用車種規制(NOX・PM)適合。 この自動車の使用の本拠はNOX・PM対策地域外です。 [走行距離計表示値]95,200 km(平成22年12月10日)				平成13年騒音規制車、近接排気騒音規制値 99dB [その他検査事項](920)燃料タンク 1個 100L 以下余白					

1. 次の各項目について、道路運送車両の保安基準、同基準の細目を定める告示及び自動車検査独立行政法人審査事務規程に照らして、適合するもの又は適切なものには「」を、適合しないもの又は適切でないものには「」を記入しなさい。

- (1) サイドスリップ・テストを用いて横すべり量を計測したところ、IN6.0mmであった。  
なお、横すべり量の特例扱いを受けた自動車ではない。
- (2) スピード・メータ・テストを用いて自動車の速度計が40km/hを指示したときの計測した速度は34.0km/hであった。
- (3) オパシメーターを用いて、光吸収係数を測定したところ3回の平均値が0.39m<sup>-1</sup>であった。
- (4) 騒音計又は音量計を用いて、近接排気騒音を測定したところ、騒音の大きさが99dBであった。
- (5) 騒音計又は音量計を用いて、警音器の音の大きさを測定したところ、自動車の前方7mの位置において、86dBであった。
- (6) この自動車に備えられた後写鏡が、歩行者等に接触した場合に衝撃を緩衝できる構造ではなかった。当該後写鏡取付部附近の自動車の最外側より突出している部分を測定したところ、その最下部が地上から1.9mであった。
- (7) この自動車には、非常用信号用具が備えられていなかったが、停止表示機材が備えられていた。

( 8 ) この自動車に備えられた巻込防止装置の下縁の高さを測定したところ地上550mmであった。

( 9 ) この自動車の最大積載量表示が、ガムテープに記入されたものだったので、容易に消えない塗料で直接車体後面に手書きした。

( 10 ) この自動車の最遠軸距 ( ホイールベース ) は 4 . 3 5 m であり、最後部の車軸中心から車体の後面までの水平距離 ( リヤ・オーバーハング ) が 2 . 8 m であった。

2 . この自動車についてブレーキ・テストを用いて制動力を計測 ( ブレーキ・テストのローラは乾燥状態とし、自動車は検査時車両状態における各軸重を計測することが困難な場合であることとする。 ) したところ、ブレーキ・テストのローラ上では全ての車輪がロックすることなく ( A表 ) の結果となりました。

この結果から ( B表 ) の ( ) ~ ( ) 欄 ( 計算値は、軸重に対する左右差については小数点第 3 位を切り上げし、その他の制動力の割合ではこれを切り捨てて、それぞれ小数点第 2 位まで求めること。 ) を記入し、また、道路運送車両の保安基準への適否を判定して「判定」欄の該当するほうに をつけなさい。

( A 表 )

項 目		制動力計測値	
主 制 動 力	前 輪	左	6 8 5 0 N
		右	7 1 0 0 N
	後 輪	左	4 2 0 0 N
		右	3 8 0 0 N
駐車ブレーキの制動力		左	4 4 0 0 N
		右	4 3 6 0 N

( B 表 )

項 目		基準値	計 算 式	計算値	判定
主 制 動 力	前 輪	検査時車両状態における前軸重に対する左右差 ( ) 【 ( ) 】 N/kg以下	( )	( ) 【 ( ) 】 N/kg	適・否
	後 輪	検査時車両状態における後軸重に対する左右差 ( ) 【 ( ) 】 N/kg以下	( )	( ) 【 ( ) 】 N/kg	適・否
		検査時車両状態における後軸重に対する制動力の割合 ( ) 【 ( ) 】 N/kg以上	( )	( ) 【 ( ) 】 N/kg	適・否
	総 和	検査時車両状態における自動車の重量に対する制動力の割合 ( ) 【 ( ) 】 N/kg以上	( )	( ) 【 ( ) 】 N/kg	適・否
検査時車両状態における自動車の重量に対する駐車ブレーキの制動力の割合		( ) 【 ( ) 】 N/kg以上	( )	( ) 【 ( ) 】 N/kg	適・否

## 答 案 用 紙 ( 検 査 関 係 )

受 講 番 号		氏 名	
		生 年 月 日	昭 ・ 平      年      月      日

( 注 : 答 案 用 紙 中    の 欄 には 何 も 記 入 し 不 い で 下 さ い 。 )

**問題 1**    適 切 な も の には    を 、 適 切 で 不 い も の には x を 記 入 し 不 い 。

x	x		x	x		x	x		

問題 1	
------	--

**問題 2**    適 合 し て い る も の には    を 、 適 合 し て い 不 い も の には x を 記 入 し 不 い 。

		x			x	x		x	

問題 2	
------	--

**問題 3**    適 切 な 数 値 を 記 入 し 不 い 。

1	ア	3 0 0	イ	1 5	ウ	4 5	エ	8 0
2	オ	1 0 0	カ	1 2 5				
3	キ	1 . 0	ク	3 0 0				
4	ケ	3 0 0	コ	1 8 0 0				
5	サ	3 0 0	シ	2 0 0				
6	ス	2 0 0						
7	セ	1 0 0	ソ	1 5	タ	6 0	チ	2 0
8	ツ	2 0	テ	2 2	ト	2 5		

問題 3	
------	--



#### 問題 4

1. 適合するもの又は適切なものには「○」を、適合しないもの又は適切でないものには「×」を記入しなさい。

×				×		×			

1	
---	--

2. ( ) ~ ( ) 欄を記入し、保安基準適否の判定については該当するほうに ○ をつけなさい。

注意：計算値については、問題の指示に従って記入しなさい。

基準値 ( )	計 算 式 ( )	計算値 ( )	判 定
0.78 N/kg以下	$(7100-6850) / (2300+55)$ $= 250 / 2355 = 0.106 = 0.11$	0.11 N/kg	○ 否
基準値 ( )	計 算 式 ( )	計算値 ( )	判 定
0.78 N/kg以下	$(4200-3800) / 2130$ $= 400 / 2130 = 0.187 = 0.19$	0.19 N/kg	○ 否
基準値 ( )	計 算 式 ( )	計算値 ( )	判 定
0.98 N/kg以上	$(4200+3800) / 2130$ $= 8000 / 2130 = 3.755 = 3.75$	3.75 N/kg	○ 否
基準値 ( )	計 算 式 ( )	計算値 ( )	判 定
4.90 N/kg以上	$(6850+7100+4200+3800) / (2300+2130+55)$ $= 21950 / 4485 = 4.894 = 4.89$	4.89 N/kg	適 ○ 否
基準値 ( )	計 算 式 ( )	計算値 ( )	判 定
1.96 N/kg以上	$(4400+4360) / (2300+2130+55)$ $= 8760 / 4485 = 1.953 = 1.95$	1.95 N/kg	適 ○ 否

2	
---	--